

中世盛期・低地ラングドック地方に於けるマンス(1)

——モンプリエ地方を対象として——

桂 秀 行

Mansus in Lower Languedoc in the Central Middle Ages (1)

—The Case of the Region of Montpellier—

Katsura, Hideyuki

Abstract

A *mansus* is generally defined as a sort of peasant tenure and unit of seigniorial exaction in the manor system, but it also represents another aspect of a sort of ‘habitat’ in rural society. This article will describe the *mansus* in the region of Montpellier, situated in lower Languedoc, in the Central Middle Ages, not from the usual socioeconomic point of view but in the context of the history of ‘habitats’, that is, the constitution of property, persons, topographical disposition, and so on.

The medieval city of Montpellier originally developed from the ‘*mansus* of Montpellier’ when it was given by the count of Melgueil to an ancestor of the Guilhems at the end of the tenth century. After that, around a castle built in or near the *mansus*, an agglomerated settlement developed over the course of the eleventh century. During this process of ‘incastellamento’ many reorganized manses, called *mansu amasati*, appeared; they consisted of dwelling places inside the agglomerated settlement and cultivated lands dispersed around it.

Toward the end of the eleventh century, the process of ‘incastellamento’ was leading to an urbanization which made the agglomerated settlement so dense that before the middle of the next century the first city wall was constructed. Thereafter, manses disappeared completely inside the city. Around the city, however, many manses of various scales and characters subsisted, maintaining the dispersed

structure of a 'habitat'. Within the framework of these manses, individual tenures were granted for each piece of land constituting the manses by subletting the land to peasants.

〈目次〉

はじめに

一 南フランス地域史研究に於けるマンズ

二 都市集落の起源とマンズ [以上本号]

三 都市集落の形成とマンズ

(1) 都市形成をめぐる議論

(2) “*mansus amasatus*”

四 都市とマンズ

(1) 都市部のサンス台帳と宿泊税台帳

(2) 都市近郊に於けるマンズの存続

おわりに

はじめに

筆者はかつて中世初期・南フランスに於けるマンズの実態をニーム司教区を研究テリトリーに選んで考察したが¹、本稿ではその続編として、マンズのその後の変化、および中世盛期に於けるその実態を、同じく低地ラングドック地方に位置するモンプリエ地方を舞台に考察したい。

マンズとは、中世の荘園制支配のもとで、保有農家族の保有単位を表し、同時に荘園領主側からみれば地代賦課の単位を示す組織である。それは農民家屋および菜園など直接の付属地に耕地・ブドウ畑・採草地からなる土地部分を合わせた農家族経営の基本単位であると考えられている。

こうしたマンズの問題は中世初期に北ヨーロッパを中心に伝来する所領明細帳を通じて得られたものであったが、こうした史料中に人口増加や農民の相続慣行（均分相続）の結果、既にマンズの複数家族での分有や分裂マンズ

が出現していた。その後時代とともにこうした傾向は加速されてゆき、中世盛期には「四分の一マンズ」が通常の農民家族経営の基本単位となる。しかしやがてこうした基本単位自体が維持できなくなって、無限に多様な規模の個別的な土地保有（サンズ付土地保有あるいはシャンパール付土地保有）に道を譲る……²。

以上が農民的保有地としてのマンズおよびその発展に関する教科書的な理解であるといつてよいだろう。しかし、北フランスではマンズ研究は圧倒的に中世初期の所領明細帳の研究と結びついており、古典荘園の変質・崩壊過程の研究が立ち遅れていることと関わって³、中世盛期に於けるマンズは考察の対象となることが少ない。そしてそもそも、地域毎の偏差は大きいものの、一般にマンズの消滅が早期に訪れるので⁴、大きな関心と呼ばなかったことも事実である。

他方、南欧ではマンズの史料上の出現は北ヨーロッパに比べて一般に遅いが、中世盛期をさらに越えて存続する地域が少なくない⁵。本稿の対象である低地ラングドック地方でも、「マンズ manse」に起源する「マ mas」が Mas X あるいは Mas de X という形の地名として今日の地図に跡を留めていることもそうした傾向を推測させる。しかしながら、南フランスに於けるマンズに関する研究はまだ端緒にあると言わなければならない。1970年前後の時期から陸続と現れた地域史研究のなかで、マンズへの言及は数限りないが、比較史的視角は乏しい。上記のような従来の北フランスを舞台にする荘園内のマンズ研究との比較にせよ、南フランスの地域ごとの突合せにせよ、地域研究の対象地域を超える比較が意識に上ることは稀であった。本稿はこうした比較史を意識しながら、筆者がこれまで主要な研究テリトリーとしてきたモンプリエ地方を具体例として、中世盛期に於けるマンズの実態を明らかにする試みである。

近年の南フランス地域史のなかでマンズが取り扱われる場合、一つの研究傾向を確認できるように思われる。すなわち、従来の荘園制研究に於いて通

常みられるように領主－農民関係の社会経済史的的分析に焦点を据えるのではなく、マンスを農民の居住形態、および農村景観の歴史という脈絡のなかで考察しようとするのである。このことは一方では、南フランスに於いて、カロリング時代以来大所領の組織が存在しなかったわけではないが、常に脆弱なものにとどまったことが関係するであろう。そして他方、紀元千年前後の時期を中心に（地域による時間的ずれは少なからず認められるが）、南フランスの主要地域では集村化を中心とする著しい居住形態の変化が確認されて、農村景観の歴史学的かつ考古学的研究が地域史の中心的主題に据えられたことに随伴する現象であったとも言えるのである。本稿に於いても、こうした観点は堅持したい。マンスを考察するにあたって、その前提となるマンスの実態、すなわちいかなる保有者が居住し、いかなる物件から構成されているか、そのトポグラフィックな配置、とくに地域の居住形態との関わりはどのようなものであったか、といった側面の解明を重視するのである。

本稿の構成は次の通りである。まず第一章で、近年とみに厚みを増した中世盛期・南フランス（とりわけ低地ラングドック地方）の地域史研究に於いて、マンスがどのように描かれているかをみる。続く本論であるが、モンプリエの都市形成史に関する近年の成果に沿って議論が展開する。10世紀末に「モンプリエの1マンス」という形で史料に初めて登場した後、11世紀にその所有者であるギレム家の推進した「インカステラメント」によって都市集落が形成され、やがて遠隔地商人の立地として大商業都市へと発展を遂げる。そうした都市形成の各局面でさまざまなマンスが集落内外に現れるのである。第二章で、中世盛期という時代設定からは外れるが、そもそも都市集落の起源をなした「モンプリエの1マンス」に関して考察する。第三章では、「インカステラメント」の過程で形成されるカストゥルム＝都市集落に於いて現れる多数のマンス（“mansus amasatus”）が研究対象となる。都市形成をめぐる近年の議論を背景にしてその性格を探る。第四章では、大商業都市としての相貌を備えるにいたった後、都市内部でのマンスの消滅を確

認するとともに、都市近郊に於いてなお数多く存続するマンズについて、その構造、性格をみる。この段階にいたると、中世盛期という時代からも、都市近郊という地理上の利点からも、関係史料が増加するので、内部構造の詳細に立ち入る可能性が開けるのである。

最後に、モンプリエ地方という地域的限定について。在地領主ギレム家は12世紀に都市モンプリエを中心に低地ラングドック地方に位置する数十の集落（カストウムないしヴィラ）に対する支配権を梃子にモンプリエ周辺からエロー河中流域にかけて拡がる領域支配（モンプリエ領主支配領）を築いていた。モンプリエ地方とは都市モンプリエを中心とする都市の影響圏で、12世紀後半以降都市の裁判官吏・バイイが形成した管区（バイリ）の拡がりを想定しており、領主支配領の中心をなす地域である。領主支配領のなかでもギレム家のバン権力や土地領主権が濃密に分布する領域ではあるが、同時にさまざまな領主の同質の領主権も複雑に交錯していたのであって、モンプリエ領主の一元的支配が及ぶ閉じられた空間であったとは到底言えないのである⁶。

マンズの実態をみると、特定の土地領主の支配よりも寧ろ地域の自然地理的環境やそれと多かれ少なかれ結びついた住民の居住形態などの社会的環境に左右される傾向が強い。モンプリエ領主所有のマンズを中心に考察を行うが、マグロヌ司教やメルゲイユ伯などその近隣に存在した他の土地領主所有のマンズにも必要に応じて言及するであろう。

注

- 1 拙稿「中世初期・低地ラングドック地方に於けるマンズ—ニーム司教座教会参事会カルテュレルを素材として—」(1) (2) (3), 『愛知大学経済論集』第164—第166号 (2004年)。
- 2 G. Fourquin, *Histoire économique de l'Occident médiéval*, Paris, 1979, pp. 163–166.

- 3 森本芳樹「西欧中世初期農村史研究の最近の成果と課題」『経済学研究』52-1~4 (1986年), 327頁。
- 4 さしあたり経済史の概説的記述よりつつ、北フランスの諸地方につき大まかな地域差を示しておこう。ノルマンジー地方では、おそらく早くも10世紀には消滅したようである。ロレーヌ地方にあつては、12世紀に荘園内の農民保有地の基本単位が1/4マンスになる傾向を示した後、13世紀にはそれも崩壊してしまう。フランドル地方、イール・ドゥ・フランス地方、アルザス地方などに於いては、12世紀の経過中にあらゆる形態のマンスは消滅に向かうのである。G. Fourquin, *op. cit.*, pp. 158-159.
- 5 P. Contamine, M. Bompaire, S. Lebecq et J.-L. Sarrazin, *L'économie médiévale*, Paris, 1993, pp. 158-159.
- 6 領主支配領にせよバイリにせよ、時代を追って、裁判権、とりわけ高級裁判権の帰属という点で領域性を増してゆくが、1273年にモンブリエ領主（この時期には婚姻関係により遠隔地に在るアラゴン王が兼ねていた）と隣接する領域諸侯（マグロヌ司教およびメルゲイユ伯——1215年以来司教が両権力を兼併していた）との間に締結された支配領域確定の協定が示すように、完全にコンパクトなものにはなっていない。J. Rouquette et A. Villemagne, *Cartulaire de Maguelone*, 5 tomes, Montpellier, 1912-1924 [以下 *Cart. de Mag.* と略記], t. III, n° DCCXXVII. 刊行史料で19ページにも及ぶ長文のこの協定は、隣接する両領域諸侯それぞれが有するバン領主権や土地領主権の複雑な錯綜を示している。この機会をとらえて、従来確執が絶えなかった境界領域に於ける権利の調整も行われ、領主支配領全体およびバイリの境界が確認されているのである。

一 南フランス地域史研究に於けるマンズ

1970年前後の時期から南フランス中世史研究が俄かに活況を呈し、そのような動向はいつそう強まって今日にいたっていることは周知のところであろう。その中核をなすのが、その間学位論文等の形で陸續として発表された綿密な地域史研究に他ならない。その結果それまでは都市研究のみが突出していた研究状況が一変し、農村を含めた中世社会の全体像が提示されるにいたっているのである。そうした地域史研究の大部分で領主制や村落の在り方が問題とされ、その重要な構成要素としてマンズに数多くの言及がある。

こうした地域史研究の遠い先駆けをなしたのが、C. イグネによるルエルグ地方の農村史研究である。早くも1950年に書かれた一論文のなかで、彼は同地方のマンズについて詳しい考察を展開している¹。同論文の議論の前提は、中世初期に於いてルエルグ地方が「古典荘園」普及の南限であり、カロリング体制の強い影響下にあったことである²。その限りでマンズに係わる議論は、ゲラルド以来の伝統的な枠のなかで行われる³。このような議論の大筋自体は今日では全面的に見直さなければならないであろう。しかしながら同時にイグネは、同地方では中世盛期になってもマンズの分裂や解体に向かう動きは弱く、マンズの構造は維持されるとし⁴、13世紀半ば神殿騎士修道会ラ・セルヴ支部所属の保有地であった mas du Poujet を、隣接物件を示す史料をもとに現在の地図の上に再現してみせるのである⁵。それは一つの窪地という地形に規定された孤立した農場の拡がりなのであり、小集落であるか、少なくともそのような発展の可能性を含む組織であった。そして同地方では、こうした大きな拡がりを持つマンズからなる散居的な居住形態が9世紀以来5-6世紀の間変わらず続いていたという⁶。このように農村景観や居住形態との関わりでマンズを理解する観点とは、後の南フランス地域史研究の流れに先鞭をつけるものと評価できよう。

次に、1962年の出版になるG.フルニエの中世初期・低地オーヴェルニュ地方に関するよく知られた地域研究（学位論文）が挙げられる⁷。このなかでフルニエは同地方に於けるマンスについて考察をめぐらせ、その実態面に則して次のような三つのカテゴリーに分類している⁸。

(1) 基本マンス (Le manse élémentaire)

(2) 大規模マンス (Le manse large)

2-1 複合的マンス (Les manses complexes)

2-2 土地片付きマンス (Les manses parcellaires)

マンスという用語の原初的な意味は屋敷、ないし土地付きの屋敷ということである。「基本マンス」とは、農民経営の中心の建物とその直接の付属地（庭や菜園）を含むだけの小規模なマンスである。「大規模マンス」とはそのような「基本マンス」に農民経営を構成するさまざまな種類の土地が付属している形態をいう。付属している土地が文書の上で単に「付属物」といった抽象的表現で示されるにとどまっている場合にはいずれとも決め難いのであるが、その内容が具体的に指示されている時には、それに応じて二つのカテゴリーに分かたれる。第一は「複合的マンス」。これは「付属物」として周囲に存在する土地の種類が包括的な形で列記される場合である。たとえば、「耕地、採草地、ブドウ畑、放牧地、森林、流れる水、よどんだ水……」といった土地の記述である。第二は「土地片付きマンス」であって、「付属物」として具体的な土地片（耕地、ブドウ畑、採草地など）が指示される場合に他ならない。前者が広大な領域を想起させるのに対して、後者はより限定されたまとまり（必ずしも領域的にみてコンパクトなひと続きのものであるとは限らない）を表現するであろう。

フルニエの提示したこのマンスの類型論はその後必ずしも正当な注意を払われなかったという印象を受けるが、一地域の居住形態の変化に応ずるマンスの在り方の変化を分析し、あるいはまた地域毎の居住形態の違いに応ずるマンスの在り方の差異を実態に即して比較しようとする際に、極めて有効な

手段を提供するといえよう。同学位論文の対象とする時代は中世初期（現実には11世紀までを視野に収めている）に限定されているとはいえ、マンズの類型論の射程は中世盛期にも及ぶと言ってよいと思われる。

次は近年に於ける中世南フランス研究の盛況の基礎を築いた草分けの一人、E. マニュ＝ノルティエである。1974年に出版された周知の学位論文に於いては⁹、マンズの理解に関してフルニエの研究を継承し、次に紹介するブーランの研究を先取りする見解を示していたのである¹⁰。マンズを農民保有地の一種と考えたうえで、「それは農民経営および農村的居住の他の形態に対置されることによって、また定まった構成諸要素が識別されることによって、定義される¹¹」という。要するにマンズとは複合的な構成要素からなる農民保有地であるが、それが居住形態の次元でも考えられていたことが窺えよう。内陸のガリーグ地帯や山沿いの地域ではマンズが優勢でそこでは多角経営が行われているが、都市もしくは都市的集落の多い平野部では地片毎の個別的保有地とそれに結びついた単一耕作が一般化していること、こうした農民経営上の地域的コントラストは11世紀末以降さらに強まることを既に指摘しているのである¹²。

次に注目すべき研究は1987年に出版されたM. ブーラン＝デリユオの学位論文で¹³、ベジエ地方に於いて10世紀から14世紀にいたる時期にみられた村落共同体の形成・発展を跡づけ、その内部構造を詳細に分析している。この学位論文の受理自体は1979年であったが、その直後から多くの研究者に参照され、中世・南フランスの農村景観ないし居住形態の考古学的な研究を大いに鼓舞するところとなった。

さてブーランは同地方でもP. トゥベールが中部イタリア・ラティウム地方について詳細に描き出した「インカステラメント¹⁴」と同質の動きがみられるとしながら、それが領主の上からイニシアティヴによらない農民の自発的な動きであるだけに、「際立った様相を示さず、変化は時代的に遅くかつ長きにわたらない¹⁵」という。そのため10世紀から13世紀にかけて（1070

年頃か1080年頃が顕在化の始期であるとされる¹⁶⁾、集村を表す「カストゥルム」が数を増してゆく一方で、旧来のヴィラーマンズの構造は直ちに消え去ることはなく、居住形態の上でのアルカイズムを示しつつ一定程度残存するという。とはいえ、北フランスで見られたようなマンズの分裂は極めて稀で、1/4マンズは知られておらず、1/2マンズは極く稀にしかみられないという。代わって11世紀以来、マンズと同質の組織で一般により小規模の *apendarie* や *borderie* が現れる¹⁷⁾。ベジエ周辺の平野部ではカストゥルム形成と地片毎の個別的保有の一般化が進行するが、12世紀にはマンズ自体の解体傾向が顕著となり、居住部分とは切り離された複数の地片の集合を表すにすぎなくなる。マンズ（および *apendarie* や *borderie*）の同義語として *masade* が出現するのもこうした傾向と無縁ではないようだ¹⁸⁾。またカストゥルム内に於いて“*mansus amasatus*”と呼ばれる広い領域的なまとまりを持たぬ脆弱な構造のマンズが現れる¹⁹⁾。しかし他方、山沿いの内陸部では同じ時代に「インカステラメント」は進展をみせず、アルカイックな居住形態が存続する、あるいは新たに生まれることすらあることを指摘している²⁰⁾。

この考察をさらに一歩進めたのが、A. デュランである。1991年の学位論文および1998年にそれを基礎にしつつ書き下ろした著作は²¹⁾、中世盛期・低地ラングドック地方の自然景観を含めた農村景観をエコロジーの観点から考察しようとする。このなかでマンズの問題にも触れ、マンズが従来「生産様式および社会組織に特徴的な経済的ヴェクターとしてのみ理解され、農村景観のダイナミックな一要素としては認識されることがなかった²²⁾」点を強調しつつ、自らはこの後者の視点を選び取るのである。彼女はブーランと同様に、1070年頃を境に地中海沿いの平野部と山沿いの内陸部との居住形態のうえでの差異が顕著になってくることを指摘する。しかし山沿いの内陸部ではアルカイックな居住形態が単に存続するというだけでは正確でなく、件の時期から始まって12世紀経過中に新たなマンズ形成を通じて散居的傾向は

むしろ強まってゆくのであるという²³。

さらにデュランは「エコロジー的観点からの定義」として、自然地理学的な地域毎に特徴的なマンズの類型をおおよそ次のように描いている²⁴。

(1) 地中海沿岸の平野部，エロー河などの河川流域の堆積地

穀物耕作とブドウ栽培が中心。それに樹木栽培や園芸および野菜栽培が加わる。牧畜も欠いてはいないが、組織的に行われてはいない。ナラ林やガリーグはみられない。森林を欠く場合もしばしばである。古くからの定住地であるため、ここではマンズと開拓・開墾との係わりは地名などに残る痕跡を除けば明確には捉えることができない。人為的なマンズが形成され、全体的な農業システムに統合されている。形態面から言えば、マンズは集村から離れた小集落か、小村あるいは集村にその中心部分があり、周辺領域に散在した土地片を有するという形をとるかである。

(2) 河川や潟の縁

沿岸の水辺に接する地域では、漁労、製塩業、粗放な牧畜が中心。より北方に位置する河川に接する地域では、時期により二つの段階を区別しなければならぬ。950年から1030年までは、そこは森林に覆われており、水流と漁場や時に水車小屋が認められるだけであった。しかし1100年を過ぎた頃、このような地域の「人間化」は完成する。そこには集約的な農業システムが展開し、園芸栽培、ブドウ栽培、そしてより稀だが穀物栽培が行われる。また灌漑を施された草地で牧畜が行われる。水車小屋や灌漑のための水路を備えている。形態面に於けるマンズの特徴については触れられていない。

(3) ガリーグ地帯，山岳地帯

ナラ、より高地ではブナなどの森林が多くの面積を占める。そこでは、牧畜や森林の資源の採取が中心である。ブドウ栽培は時に本質的部分をなすことがあるが、穀物耕作は補助的役割しか果たすことはなく、全く欠如している場合すらある。マンズは草地、牧場、森林の他、ガリーグや川・池を含み、一般に広大な領域的まとまりを示す。

以上みてきた中世盛期・南フランスに於けるマンスの考察は、それぞれの地域史研究のなかで行われたものだけに、他地域との比較という観点は一般に弱い。しかし近年、J. デュマジーがM. ブーランに捧げた論文集に寄せた短い論文のなかで、中世盛期および後期・南フランスについて各地域間のマンズ形態の比較を試みている²⁵。まずプロヴァンス地方西部からカタロニア地方にいたる地中海沿岸の平野部では、マンズ、あるいは俗語で mas はしばしば一農民家族によって担われる孤立した農業経営を指示している。中央に居住と労働のための建物があり、その周囲に耕地や未耕地が取り囲んでいる²⁶。他方アルプスないしその支脈周辺では、サヴォア、ドフィネ両地方にみられるように、mas は数個の世帯を含む散村で周囲にその領域を持っているか、あるいは必ずしも一続きとは限らない保有地の集合で、後者の場合には特別な居住地を含まないこともあるという。いずれの場合も、複数の連帯保有者が保有して領主に対する地代納付を共同で担っている²⁷。マシフ・サントラル周辺でも似た状況である。低地オーヴェルニュ地方では、13世紀に mas は東部ではヴィラ内の保有地、西部ではヴィラよりも規模の小さい散村を指す傾向にあったが、14世紀になると後者の流れが東部でも一般化する。15世紀リムーザン地方、中世末期ブルボネ地方、15世紀ケルシー、ルエルグ、ジェヴォーダン地方でも同様の傾向がみられるが、これらの諸地方では血縁関係のある複数の連帯保有者が現れ、時に不分割の原則も認められるという²⁸。

11世紀頃から顕著となる集村化の動きと関わりを持たず散居制が支配し続けた山間部など内陸の地方では、mas は住民たちの encellulement に於いて村落の代替物として中心的機能を果たしたと述べている。他方地中海沿岸の平野部を中心に、集村化の動きがみられた地域では、ベジエ地方のように「インカステラメント」が深く進行して mas が早期に分解・消滅した例外的な地域を除けば、mas は集村と集村の間に介在する小規模の集住地として永く存在し続けたのである²⁹。

デュマジーは以上のような mas の共時的な比較分析とともに、若干の通時的な考察を加えている。すなわち、カロリング期のマンスからいつ、どのように変化して上記のような中世盛期以降の mas となったのかという問題である。既述のように、11世紀から13世紀にかけての低地ラングドック地方の内陸部では、開墾の進展とともに mas がむしろ拡大し、支配的な居住形態として定着することが明らかにされていることから分かるように、大開墾時代に全く新たに形成される mas も数多いのである。しかし、カロリング期のマンスとの連続性も明らかだとして、上記のような問題を提示するのである³⁰。カロリング期に南フランスに於けるマンスは既に独特の多様な在り方を示していたのではないかという疑問も浮かぶが、ともかく提示した問題に答えるにはいたっていない。

最後に、中世盛期の mas は従来地域史のモノグラフィー以外では研究されてこなかったことを確認したうえで、南フランスの農村史に基本的な見通しを切り開くものとしてその重要性を強調している。

本稿に於いて対象とするモンプリエ地方は、デュマジーの示したパノラマのなかでは、地中海沿岸の平野部に位置し、11世紀から集村化、さらには都市化をみた地域ということになる。このような地域の居住形態の変化のなかで、マンスがさまざまな時期に（10世紀末から13世紀あたりまで）どのような姿で現れるかを探りたい。

注

- 1 C. Higounet, “Observations sur la seigneurie rurale et l’habitat en Rouergue du IX^e au XIV^e siècle”, *Annales du Midi*, 62 (1950) [Id., *Paysages et villages neufs du Moyen âge: recueil d’articles*, Bordeaux, 1975に再録。引用はこの再録本による。]
- 2 *Ibid.*, pp. 151–154.
- 3 M. B. Guérard, *Polyptyque de l’abbé Irminon ou dénombrement des*

- manses, des serfs et des revenus de l'abbaye de Saint-Germain-des-Prés sous le règne de Charlemagne*, Paris, 1844, Tome premier: Prolégomènes commentaires et éclaircissements.
- 4 C. Higounet, *op. cit.*, p. 156.
 - 5 *Ibid.*, pp. 156–158.
 - 6 *Ibid.*, p. 159.
 - 7 G. Fournier, *Le peuplement rural en Basse-Auvergne durant le haut Moyen Age*, Paris, 1962.
 - 8 *Ibid.*, pp. 243–251.
 - 9 E. Magnou-Nortier, *La société laïque et l'Eglise dans la province ecclésiastique de Narbonne (zone cispyrénéenne): de la fin du VIII^e à la fin du XI^e siècle*, Toulouse, 1974.
 - 10 1980年代以降, E. マニユ=ノルティエは中世社会の把握をめぐってフィスカリストの傾向を強めてゆく。それとともに, マンスに関する理解にも顕著な変化がみられるようになる。中世に於いても古代末期以来の公的國家の存在を前提として社会の権力構造を分析しようとする。マンスとは古代末期以来の租税徴収単位の存続を表すものに他ならないという。したがって, 何らかの農民経営の実態と重なり合う農民保有地を意味するものではない。‘mansus ubi X ... visus est manere’ という周知の言い回しによってしばしば史料に現れるマンス居住者は, 保有農すなわち直接生産者としての農民ではなくて, 租税徴収者すなわち國家の官吏なのであり, 彼はマンスという租税徴収単位の収入を管理しているのである。彼女はこのような解釈を先ず南フランスを舞台にして, 史的に確認したのち, 寸分違わぬ解釈を中世初期・北フランス諸地域の所領明細帳にも適用しようとする。さらに進んでドイツ諸地域にも拡大していったのである。E. Magnou-Nortier, “La terre, la rente et le pouvoir dans les pays de Languedoc pendant le haut Moyen Age. Première partie: La villa: une nouvelle problématique”, *Francia*, 9 (1981); “Deuxième partie: La question du manse et de la fiscalité foncière en Languedoc pendant le haut Moyen Age”, *Francia*, 10 (1982); “Troisième partie: Le pouvoir et les pouvoirs dans la société aristocratique languedocienne pendant le haut Moyen Age”, *Francia*, 12 (1984); Ead., “A propos du temporel de l'abbaye de Lagrasse: étude sur la structure des terroirs et sur les taxes foncières du IX^e au XII^e siècle”, in Dom J. Dubois (éd.), *Sous la règle de saint Benoît*, Genève-Paris, 1982; Ead., “A propos de

la villa et du manse dans les sources méridionales du haut Moyen Age”, *Annales du Midi*, 96 (1984); Ead., “L’impôt foncier du terroir de Saint-Julien de Psalmodi d’après les rôles de 1171 et de 1198”, *Cahiers de civilisation médiévale*, 29 (1986); Ead., “Le grand domaine: des maîtres, des doctrines, des questions”, *Francia*, 15 (1987); Ead., “La gestion publique en Neustrie: les moyens et les hommes (VII^e-IX^e siècles)”, in H. Atsma (éd.), *La Neustrie. Les pays au nord de la Loire de 650 à 850*, t. 1, Sigmaringen, 1989; Ead., “Trois approches de la question du manse”, in Ead. (éd.), *Aux sources de la gestion publique*, t.1, Lille, 1993; “Remarques générales à propos du manse”, *ibid.*; Ead., *Aux origines de la fiscalité moderne: Le système fiscal et sa gestion dans le royaume des Francs à l’épreuve des sources (V^e-XI^e siècles)*, Genève, 2012; Ead., “La seigneurie foncière en Allemagne (XI^e-XII^e siècles). Réflexion critique sur des travaux récents”, *Bibliothèque de l’Ecole des chartes*, 144 (1986).

- 11 E. Magnou-Nortier, *La société laïque ...*, *op. cit.*, p. 131.
- 12 *Ibid.*, pp.147-152 et 539-540.
- 13 M. Bourin-Derruau, *Villages médiévaux en Bas-Languedoc: genèse d’une sociabilité, X^e-XIV^e siècle*, 2 vols., Paris, 1987.
- 14 P. Toubert, *Les structures du Latium médiéval: le Latium méridional et la Sabine du IX^e siècle à la fin du XII^e siècle*, 2 vols., Rome, 1973.
- 15 M. Bourin-Derruau, *op. cit.*, t.1, p. 77.
- 16 ブーランの学位論文は1070年に画期を定めているが、下記の学会報告では1080年に区切りを置いている。M. Bourin-Derruau, “Castrum, structures féodales et peuplement en Biterrois au XI^e siècle”, *Structures féodales et féodalisme dans l’Occident méditerranéen (X^e-XIII^e siècles): bilan et perspectives de recherches*, Paris, 1980, pp. 128-129.
- 17 マニユ＝ノルティエがapendarieを一律にマンズの領域内での開墾によってその付属物として形成されるものと考えているのに対して、ブーランはマンズとともに存在するapendarieもあれば、対応するマンズのないapendarieもあるとして、その起源の多様性を論じている。すなわち、マニユ＝ノルティエの想定するようなケースの他に、史料的な跡づけは不可能であるが、マンズの分裂によって1/2マンズとして成立する場合、さらに独立した小規模保有地として成立する場合である。borderieについてはより規模が小さく、出現の時期も遅いので、その起源の議論はいつそ

- う難しい。E. Magnou-Nortier, *La société laïque ...*, *op. cit.*, pp. 133 et 200–201; M. Bourin-Derruau, *Villages médiévaux ...*, *op. cit.*, t.1, p.107, n. 12 et pp. 197–198.
- 18 *Ibid.*, t. 1, p.224. ブーランは学位論文段階では、masadeをマンス（および apendarie や borderie）の同義語で、12世紀に於けるマンスの変質を表現するものと解しているが、後には、同地方に於ける農奴的保有地を表現するものでマンスや個別的保有地などの集合からなる（つまりマンスの同義語ではない）という考え方にいたっている。M. Bourin-Derruau, “Les *homines de mansata* en Bas-Languedoc (milieu du XII^e–milieu du XIV^e siècle): théorie, pratiques et résistances”, *Mélanges de l'Ecole française de Rome, Moyen Age*, t. 112, 2, Rome, 2000, pp. 896–898 et 908.
- 19 M. Bourin-Derruau, *Villages médiévaux ...*, *op. cit.*, t. 1, pp. 224–225.
- 20 *Ibid.*, t. 1, pp. 74–76.
- 21 A. Durand, *Paysages, terroirs et peuplement dans les campagnes du Bas-Languedoc (X^e–XII^e siècles)*, doctorat nouveau régime, Université Paris I-Panthéon-Sorbonne, 1991, 2 vols., dactyl.; Ead., *Les paysages médiévaux du Languedoc (X^e–XII^e siècles)*, Toulouse, 1998.
- 22 Ead., *Paysages, terroirs et peuplement ...*, *op. cit.*, Vol. I, p. 201.
- 23 Ead., *Les paysages médiévaux ...*, *op. cit.*, pp. 103–121.
- 24 *Ibid.*, pp. 304–307.
- 25 J. Dumasy, “Le *mas*, une problématique pour la France méridionale du second Moyen Age (XI^e–XV^e siècle)”, in D. Boisseuil, P. Chastang, L. Feller and J. Morsel (éd.), *Ecritures de l'espace social: Mélanges d'histoire médiévale offerts à Monique Bourin*, Paris, 2010.
- 26 *Ibid.*, pp. 102–106.
- 27 *Ibid.*, pp. 106–108.
- 28 *Ibid.*, pp. 108–111.
- 29 *Ibid.*, pp. 114–115.
- 30 *Ibid.*, p. 115.

二 都市集落の起源とマンズ

「神の御名に於いて。余ベルナルこと [シュブスタンシオン] 伯 [=後のメルゲイユ伯] および余の妻 *Senegundis* は、相共にギレムに対して、彼の奉仕あるいは好意の対価として、我々の所有地のなかから、マグロヌのキーウィタースの領域 *territorium* 内、シュブスタンシオンのカストゥルムの管轄区 *suburbium*² 内に在る土地を与えるものとする。カンディヤルグのヴィラの領域 *terminium* 内に 1 マンズを、またモンプリエの領域 *terminium* 内に *Amalbertus* が居住している 1 マンズを、それらの領域 *terminia* およびそれらの付属物全てとともに貴方に与える。³」(文書の日付は、985年11月26日)

これはモンプリエ都市史のうえてよく知られた、極めて重要な文書の書き出しの部分である。というのは、モンプリエという地名が歴史上初めて現れる史料であるからに他ならない。ここでは、1 マンズというささやかな形ではあるが、後に発達を遂げる大商業都市の起源が表れている。またこの史料には、同都市の領主となるギレム家の始祖も同時に現れているのである。

しかし我々の関心事である南フランスに於けるマンズの歴史という面からみれば、この史料は10世紀あるいは11世紀について極くありふれた一文書にすぎない。というのは、この早い時期に於ける典型的なマンズのあり方、その史料への表れ方を示しているからである。モンプリエの1 マンズについて付記されている居住者の記述は、その形式を含めて同時代の史料に繰り返しみられるものである⁴。

上記の引用部分に続き、両マンズについて、詳しい構成物件が記されている。

「家屋、敷地、中庭、菜園、囲い、出入り口、耕地、ブドウ畑、草原、森林、ガリーグ、実のなる木と実のならない木、水あるいは水流、我々の所

有ゆえにまた権利要求により求められているものまた求めうるもの全て……。⁵」

こうした構成物件の列記は同時代のマンスについてしばしばみられるものであるが、勿論現実そのものの正確な記録と考えることはできない。多かれ少なかれパターン化された書式ではあろう。実際、16キロメートル程度隔たった、異なる場所に所在する2マンスについて、上記の同一の記述が示されているのである。とはいえ両マンスは、平野部の似通った地形上に位置していることもまた確かである。さらに、他のマンスについての同じような構成物件の記述と比較する時、やはり相互に微妙な違いが必ずみられ、現実の地形上の特徴や個別的な特殊事情をも考慮していることが推測される。

さて、モンプリエの1マンスについて、我々はどのような景観や居住形態をそこにみるのできるのだろうか。最初に掲げた引用文において、この1マンスは、その領域およびその付属物全てとともに贈与されている。後者の付属物のイメージについては、構成物件によりおおよそのところを掴むことができよう。領域が存在し、そして周囲の草原、森林、ガリーグをも含むようなマンス……。ここから想像されるのは、何らかの孤立した農場＝農業経営の単位ではないだろうか。近傍に多くのマンスが存在したようにも見受けられない。当時モンプリエはヴィラという呼称すらも与えられていない地区名であった⁶。経営の中心をなす建物が集中した部分とその周りの耕地・ブドウ畑、そしてその周囲に広がる自然。「領域」といってもなお境界設定の必要は薄く、漠然とした自然の拡がりを指していたものと思われる。

このマンスはどのような規模の組織であったのか。史料は居住者としてただ一人、*Amalbertus* の名前を記している。これは上にも述べたように、同時代の史料にしばしばみられる、マンスを指示する一般的な表現形式なのである。そこでこうした居住者の性格をめぐって、幾つかの見解が出されている。最も一般的な考え方としては、彼は直接生産者（農民）であって、この農業経営を直接担う農民家族の家長であるというものである。しかしどのよ

うな構成の農民家族であれ、一家族だけがこのマンズに関わっているとは限らない。そこには複数の家族が居住している可能性も否定できず、その場合には史料中一名だけ挙げられる人物は全体の代表者、と同時に中間管理人ということになる⁷。こうした見解に対して、いわゆる「フィスカリスト」の流れに属する歴史家たちは、ヴィラやマンズが国家の徴税単位であるとの前提から出発して、名前を挙げられている居住者を徴税のための国家官吏であると考えてるのである。したがって、史料には直接生産者（農民）の姿は一切現れないことになる。彼等はこの同じ捉え方を、北フランスやドイツ諸地域の所領明細帳にもそのまま持ち込み、そこにすら農民の姿を否定しようとするのである⁸。こうした「フィスカリスト」たちの見解に直ちに与することはできないであろう。しかし問題の史料だけからは、マンズと呼ばれている組織の具体相にまで立ち入ることが殆ど不可能であることも認めざるをえないのである。

ところで、件の2マンズはともにメルゲイユ伯の自有地であって、それがギレム家の先祖であると考えられるギレムに、「彼の奉仕、あるいは好意の対価として」譲渡されたのである。おそらくまさにこの表現からであろう、13世紀初めに *LIM* を編纂した書記はこの文書に付した表題のなかで「授封証書」という解釈を与え、その結果この譲渡を授封であるとする誤解が生じた⁹。しかしながら、実際にはギレムの過去の奉仕、あるいは将来行うべき奉仕への褒賞として行われた贈与であった。実際上記の表現と13世紀初めに付された表題を別にすれば、文書のどこにも封であることを示す記述は見当たらないし、後に都市モンプリエ自体をめぐっては、メルゲイユ伯との間の封関係は一切確認できない。したがって、2マンズはいずれも伯の自有地からギレムの自有地に移されたのである。

さて、伯はこの2マンズを、「*Bertus* という名の者からの贈与によって獲得した¹⁰」ことを記している。この *Bertus* はいかなる社会層に属する人物であったのか。上記のような表記のされ方からして、伯と同等の人物であつ

たとは考えられない。また10世紀から12世紀にかけてのラングドック地方のアリストクラシーに関するC. デュアメル＝アマドの詳細を極めた学位論文による限り、*Bertus* という名前はアリストクラシー内の家系については検出されないのである¹¹。小土地領主であるのか、あるいは農民的小土地所有者であるのか、いずれにしても構成の似通った二つのマンスをかなり隔たった地域に自有地として所有しており、それらを伯に贈与したのである。モンプリエはシュブスタンシオンに近い新たな地区であるようなので（この時史料に初めて現れる）、*Bertus* 自身が開墾を行った開発領主ないし開墾農民ではなかったかという想像もめぐらせたくなる¹²。

とまれ、問題の2マンスは*Bertus* →メルゲイユ伯→ギレムと所有権を移すことになった。*Bertus* の段階は不明な点が多すぎるので別にすれば、これらの2マンスはメルゲイユ伯の所領群に農民保有地として編入され、その後農民保有地としてギレムの領主権の下に移されたのである。カンディヤルグの1マンスはその後ギレム家の家産としては全く痕跡すら残していないが¹³、モンプリエの1マンスについてはその後内部もしくは近傍にギレム家の城砦が築かれて同家支配領の拠点となった。そしていわゆる「インカステラメント」によりその周りに集落が形成され、急速に都市的發展を遂げたのである。

注

- 1 8世紀前半からマグロヌ伯が確認されるが、やがてイスラム教徒の脅威のもとで、リオン湾に面した砂州に位置するマグロヌからより内陸のシュブスタンシオンに拠点を移す。9世紀末にシュブスタンシオン伯領の存在が一度確認されるが、それが恒常的に史料に現れかつシュブスタンシオン伯という呼称が定着するようになるのは11世紀初めになってからである。同じ頃、より海岸寄りのメルゲイユのカストゥルムが出現し、やがて拠点をこの地に移したようである。メルゲイユ伯という呼称が初めて現れるのは1083年のことになる。L. Schneider, “Dans l’ombre

de Montpellier. Espace, pouvoirs et territoires dans l'ancien *pagus* de Maguelone durant le haut Moyen Age (V^e-XI^e siècles)", in J. Vial (éd.), *Le Montpelliérais. Carte archéologique de la Gaule; 34/3*, Paris, 2004, pp. 109-111. 但し、マグロヌ、シュブスタンシオン、メルゲイユ伯を時代により正確に使い分けることは困難でありかつ混乱を来しかねないので、本稿の以下の記述では、原則としてメルゲイユ伯の名称で統一する。

- 2 *suburbium* は「郊外地」ではなく「管轄区」という訳語を選んだ。というのはカロリング期ないしポスト・カロリング期にカストゥルムがヴィカリアの名称を伴わずに同等の機能を備えていることがあり、その時の管轄区としてこの術語が使われているからである。当該カストゥルムからしばしば20km以上隔たったヴィラやマンズ、あるいはその他の物件の位置を表示するのに '*in suburbio castris (de) X*' という表現が用いられるのである。 *Ibid.*, p. 103. 実際引用文に於いて、モンプリエはシュブスタンシオンのカストゥルム近郊に位置するが、カンディヤルグは直線距離にして14km程度離れている。
- 3 A.-C. Germain, *Liber instrumentorum memorialium. Cartulaire des Guillems de Montpellier*, Montpellier, 1884-1886 (以下 *LIM* と略記), n° LXX: '*In nomine Domini. Ego Bernardus comes et uxor mea Senegundis, nos simul pariter, donators sumus Guillelmo, pro suo servicio, vel benevolentia, aliquid de alodem nostrum proprium, qui est in territorio civitatis Magalonensis, in suburbia castro Sustancionensis. In terminium de villa Candianiacus, donamus tibi manso unum, et in terminium la Monte pestelario donamus tibi manso unum, ubi Amalbertus visus est manere, cum sua terminia, et cum omnes agecentias, que ad ipsos mansos pertinent ...*' (A.-C. ジェルマンの刊行したテキストには明らかな文章の区切りの不備が一箇所あるので、訂正を施してある。 '*de villa Candianiacus*' の後にあった句点を '*castro Sustancionensis*' の後に移した。)
- 4 本稿前出・第一章で紹介した G. フルニエの中世初期・低地オーヴェルニュ地方の研究では、「複合的マンズ (*Les manses complexes*)」に分類されるものである。
- 5 '*casus, casariciis, curtis, ortis, oglatis, exavis, campis, vineis, pratis, silvis, gariciis, arboribus pomiferis et inpomiferis, aquis aquarum, vel decursibus earum, omnia et in omnibus de vocem fundus possessionis et repeticionis nostre, tam quistum quam ad inquirendum, et ab*

- integrum; ...*’
- 6 モンプリエなる地区名が現れる同史料の文面では ‘*in terminium la Monte pesterario*’ とあるが、地区名に当たる部分を *[v]illa Monte pesterario* という具合に文字を補うことによってヴィラ名であると理解する研究者もいる。H. Vidal, “Aux origines de Montpellier: la chartre de donation du 26 novembre 985”, *Actes du 110^e Congrès national des sociétés savantes, Montpellier, 1985, Section d’histoire médiévale et de philologie, t. 2: Recherches sur l’histoire de Montpellier et du Languedoc*, Paris, 1986, p. 17. [この論文は、後に纏められたヴィダルの論文集に若干の補足を伴って再録されている。Id., *Montpellier et les Guilhems*, Montpellier, 2012.]; L.-J. Thomas, “Note sur l’origine de Montpellier”, *Cahiers d’histoire et d’archéologie*, 2 (1931), p. 127; J. Berthelé, *Archives de la ville de Montpellier, Inventaires et documents*, III, Montpellier, 1901–1907, ‘Eclaircissements topographiques’, p. 491.
 - 7 所領明細帳には既に9世紀に1マンスが複数家族により分有されるという事態が記録されていることは周知のところであるが、ここで問題にしているのは農民の垂直的な組織化である。中世盛期になれば、そのようなマンスの構造が史料にしばしば現れるのだが（本稿後出・第四章2節参照）、中世初期から「Xが居住するマンス」という史料上常套の表現のもとに、既に存在していた可能性はある。
 - 8 「フィスカリスト」については、本稿前出・第一章、注10を参照。
 - 9 10世紀にはラングドック地方では、「封 (*feo, feu, fevus, fevum*)」は少なくとも世俗領ではなおフィスクの枠内でしか存在せず、公権力を担う高級貴族層が官吏への報償のためにフィスクの一部に設定した土地を意味していた。したがって本来の意味の封建制は存在していなかったのである。聖界領では、新たな概念の封の授受がより早期にみられ、その早い例は10世紀に遡るといふ。E. Magnou-Nortier, “Note sur le sens du mot *FEVUM* en Septimanie et dans la marche d’Espagne à la fin du X^e et au début du XI^e siècle”, *Annales du Midi*, 76 (1964).
 - 10 ‘*advennerunt nobis et (→ ex あるいは de) donation de homine nomen (→ nomine) quid (→ quodam) Berto ...*’. 当文書は同時代によくみられるようにならかなり乱れたラテン語で表記されているが、とりわけこの箇所の乱れは著しい。(→)内に推測しうる正しい言葉もしくは活用形を示しておいた。
 - 11 C. Duhamel-Amado, *Genèse des lignages méridionaux*, 2 vols.,

Toulouse, 2001 et 2007.

- 12 12世紀初頭以来、都市モンプリエはマグロヌ教会がギレム家当主に授与した封であることが史料上確認できる。(Cart. de Mag., t.I, n° XXXVIII [année 1114]) そこで、985年メルゲイユ伯から始祖ギレムに与えられた「モンプリエの領域内の1マンズ」との関わりが問題になろう。

この点に関して、地方史レベルではよく知られた「聖フルクラン伝説」が前者の封建的關係に根拠を与えている。14世紀のマグロヌ司教 Arnaud de Verdale が書き記した『マグロヌ司教事績録』のなかで「古き書き物 *scriptura antiqua*」に基づいて紹介した古い時代のロデーヴ司教聖フルクランにまつわる逸話である。聖フルクランには二人の姉妹がいて、モンプリエとモンプリエを自有地として所有していたが、彼女たちは敬虔な心からマグロヌ司教 Ricuin に両方を贈与した。司教はこのうちモンプリエをメルゲイユ伯の臣下である貴族 (*vir nobilis*) Gui に封として与えたのであるという。(“*Catalogus episcoporum Magalonensium*, Chronique des évêques de Maguelone, établie d’après les documents originaux de leurs archives par Arnaud de Verdale”, *Mémoires de la Société archéologique de Montpellier*, 7 (1881), pp. 487-491.)

この逸話では Ricuin は820年頃のマグロヌ司教であるとされているが、同時代に同名のマグロヌ司教は確認されず、975年にロデーヴ司教座教会が聖フルクランにより再建された際の献堂式に、同じ名のマグロヌ司教が顔を見せている。(Gallia Christiana, VI, *Instrumenta Ecclesiae Leutevensis*, n° IV, col. 266-268.) 伝説自体の信憑性は疑わしい。H. ヴィダルは上記逸話に於いて言及される「古き書き物」に関して、モンプリエに対する教会の権利が脅かされた時代に教会によって創出された偽文書であったのではないかという仮説を提出している。すなわち、1171年-1174年にトゥールーズ伯レモン五世がメルゲイユ伯権を手中に収めた時、件の985年付贈与文書が援用されてモンプリエへの権利主張に繋がることを恐れた当時のマグロヌ司教あるいはモンプリエ領主ギレム八世は、モンプリエがマグロヌ教会よりの封となった起源を示す文書を捏造する必要を感じたのであろう。Pierre de Millau が1196年-1201年に『聖フルクランの生涯』(原文は今日では失われているが、14世紀にドミニコ会修士で有名な異端審問官でありロデーヴ司教にも就任した Bernard Gui が原文を要約したテキスト [Acta Sanctorum, 13 février], および17世紀にロデーヴ司教 F. Bousquet が両者をもとに出版した著作 [La vie de saint Fulcran, ..., Paris, 1651] が知られている) を書き同聖人の崇拜熱

の高まりに応えた時、それを導いたロデーヴ司教レモンはモンプリエ領主ギレム八世の叔父に当たる人物であったのだ。このような関連から、ロデーヴ司教聖フルクランが件の封建関係の起源に据えられたと推測できる。1204年に強大なアラゴン王がモンプリエ領主となってからは「古き書き物」自体は必要性を減じ、14世紀の司教 Arnaud de Verdale に見出されるまで教会の古文書庫で眠りについていたのであろうという。

ヴィダルは「聖フルクラン伝説」に関する以上のような推論の後、985年付贈与文書については次のような独特の読み方を示す。「モンプリエの1マンス」は教会財産であった。実際当時のマグロヌ司教ピエールはメルゲイユ伯夫妻の息で、教会の家産化が著しかった時代である。伯夫妻は教会財産の一部を篡奪しつつ臣下のギレムに与えたという仮説を提示するのである。そこで直ちに Bertus なる者の位置づけが問題になろうが、ヴィダルはテキストのなかで Bertu なる名前が縮約された形（たとえば *Bertrandus* など当時アリストクラシー内でよくみられた名前を念頭に置いているのであろう）ではないかという推測を行う一方で、自有地所有者ではなく、司教から当該マンスを保有していたか、司教から篡奪したのか、あるいは伯自身から保有していたのであろうと考えている。伯が臣下であるギレムに贈与する際に教会財産という出処を隠すために捏造した架空の人物であるという可能性さえ匂わせているのである。H. Vidal, “Aux origines de Montpellier ...”, *op. cit.*, pp. 23 et 27-28.

- 13 985年の当該史料ではカンディヤルグのヴィラは、同時代のラングドック地方に一般的にみられるような領域概念にすぎない。しかしこのヴィラについては、10-11世紀に数点の史料が残されていて、内部の土地所有関係がかなり詳細に明らかになる。

960年にルエルグ伯夫人 Berthe がアルル近傍の Montmajour 修道院に寄進したカンディヤルグの「ヴィラ」は、奴隷制的構造を有する所領 *villa indomnicata* であった。(D. C. Devic et D. J. Vaissete, *Histoire générale de Languedoc*, 16 vols., Toulouse, 1872-1904 [以下 *HGL* と略記], t. V, Preuves, n° 107-XCII.) さらに993年にはルエルグ伯夫人 Berthe の前夫 Boson の息子でプロヴァンス伯のギレムおよび Roubaud が同ヴィラ=所領内にある二つの教会をその付属物とともに Psalmodi 修道院に寄進している。(*Cartulaire de Psalmodi* [transcription du XVII^e siècle], Archives départementales du Gard, H 106, fol. 15r-v.) こうした所領が中核にあるが、それと並んでおそらく近傍に別の領主が有するマンスや土地が確認される。①985年ギレム家の始祖に贈与された1マン

中世盛期・低地ラングドック地方に於けるマンズ(1)

ス、②ジェロヌ修道院への寄進地として、1029年に1マンズ (P. Alaus, L. Cassan et E. Meynial, *Cartulaires des abbayes d'Aniane et de Gellone, Cartulaire de Gellone*, Montpellier, 1897 [以下 *Cart. de Gel.* と略記], n° LXIV), 1031年–1060年に1耕地 (*Cart. de Gel.*, n° LXVI), 1093年に1マンズ (*Cart. de Gel.*, n° CCCL)。詳しくは、前掲拙稿(2), 367–372頁を参照のこと。

